



1. まずは基本情報を押さえましょう！

マレーシアは、経済規模や所得水準ではASEAN域内先進国です。現在は2020年までに先進国入りを果たす「ビジョン2020」長期開発政策を推進中です。



面積	330,290km ² (日本の0.87倍)
人口(2015年)	3,099万人
通貨(2016.12末)	26.01円/1リンギ 4.49US\$/1リンギ
気候	高温多湿熱帯雨林気候
実質GDP成長率(2015年)	5.00%
GDP/人(2015年)	9,560US\$
消費者物価指数(2015年)	2.1%
外貨準備高(2015年)	1,0497億US\$
失業率(2015年)	3.1%
マレーシア日本人商工会会員数(2016.12末時点)	605社
日本企業進出数(2014年11月)	1,438社(内:製造業772社)
在留邦人数(2014年10月1日時点)	22,056人

出所:JETRO
http://www.jactim.org.my/https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/basic_01.htm

	基本給	会社負担額	
賃金	製造業		
	一般工	317	5,257
	技術者	738	12,067
	マネージャー	1,445	22,544
非製造業	一般職	785	12,324
	マネージャー	1,620	30,404
	(3,54リンギ/US\$)	US\$(月)	US\$(年)
	法定最低賃金	207/月(半島マレーシア) 施行日:2013年JAN1	
名目賃金上昇率	2014年:管理職5.53%、非管理職5.43%		
	2015年:管理職5.97%、非管理職5.44%		
地価	工業団地 購入	97US\$	テロック、パンリマ、ガララン(税&諸経費含まず)
	工業団地 レンタル	3.92US\$/m ² /月	ブキット、ラジャ(税&諸経費含まず)
	車賃料	17US\$/m ² /月	クアラランブル市中心(税&諸経費含まず)
税制	法人所得税	~50万リンギ19%/50万リンギ超24%(払込資本金250万リンギ以下)	
	個人所得税MAX	0%~28% 11段階累進課税	
	付加価値税	物品・サービス税 6%	
	ロイヤルティ送金課税	max10%	

主要5品目輸出 2015年(単位:億リンギ)	輸出(FOB)	
	金額	構成比
電気・電子製品	2,779	35.6%
パーム油・同製品	623	8.0%
液化天然ガス	471	6.0%
石油製品	414	5.3%
原油	261	3.3%
合計(その他を含む)	7,799	100%
主要5品目輸入 2015年(単位:億リンギ)	輸入(CIF)	
	金額	構成比
電気・電子製品	2,013	29.4%
石油製品	573	8.4%
原油	124	1.8%
銅	117	1.7%
金(非貨幣用)	113	1.7%
合計(その他を含む)	6,854	100%

出所:https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2016/pdf/07.pdf

電気料金	産業用	138 US\$/kWh	月額基本料
		0.08 US\$/kWh	燃料価格と連動して変動
	一般用	0.69 US\$/kWh	月額基本料
水道料金	産業用	8.29 US\$/M3	月額基本料
		0.48~0.53 US\$/M3	使用量によって異なる
	一般用	1.38 US\$/M3	月額基本料
ガス料金	産業用	月24+5.48~6.0/mmbtu	天然ガス US\$
		0.13~0.46 US\$/M3	使用量によって異なる
	一般用	月0.94+4.50/mmbtu	US\$
輸送費	コンテナ輸送(40FT)	(対日輸出)782US\$	ポート・クラン港→横浜港
		(対日輸入)652US\$	横浜港→最寄港
		(対米輸出)2,531US\$	ポート・クラン港→LA港
ガソリン価格		0.43 US\$/L	オクタン価95
軽油価格		0.37 US\$/L	

(2016.1月現在) (出所)ジェトロセンサー 2016.5月号

マレーシアの貿易事情

貿易額	対日貿易(財務省統計)(単位:億円)	対世界(単位:100万ドル)	マレーシアの貿易相手国(2013年)
輸出	29,012	2013年	シンガポール(14%) 中国(13%) 日本(11%) EU(9%) 米国(8%)
輸入	14,872	2013年	中国(16%) シンガポール(12%) EU(11%) 日本(9%) 米国(8%)
品目	対日貿易(財務省統計)		
輸出	鉱物性燃料(LNG等)、電気機器、木材等		
輸入	電気機器、機械類、自動車、鉄鋼		
日本からの直接投資 マレーシア投資開発庁(単位:百万ドル)			
製造業・主要投資認可額 3,106			

世界経済との連結性を強化する経済連携

REGIONAL / BILATERAL FTAs

中国 日本 韓国 インド オーストラリア ニュージーランド チリ トルコ

- Potential market of 2.7 billion
- Tariff reduction and elimination mostly by 2016

出所:日本アセアンセンター<http://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/2015/06/9015c6ca2365bb5ed832625ff904c732.pdf>

ASEAN 2014年経済概要	人口	名目GDP	1人当たり名目GDP	総輸出額	総輸入額	総貿易額
単位	100万人	10億ドル	ドル	10億ドル	10億ドル	10億ドル
シンガポール	5.5	308.1	56,317	410.1	366.3	776.4
タイ	68.7	373.8	5,445	225.2	228.2	453.4
マレーシア	30.3	326.9	10,803	234.2	209.0	443.2
インドネシア	251.5	888.6	3,533.5	177.1	184.8	361.9
ベトナム	90.6	186	2,053	145.6	197.5	343.0
フィリピン	99.4	284.9	2,866	61.8	71	132.8
ミャンマー	51.4	62.8	1,221	22.5	24.2	46.6
カンボジア	15.3	16.6	1,081	10.3	15.5	25.8
ブルネイ	0.4	15.1	36,566.6	9.9	7.1	17.0
ラオス	6.9	11.7	1,693	4.6	8	12.5
ASEAN 計	620	2474.5	121578	1301.3	1311.6	2612.6

出所:各所資料より編集

マレーシアが結んでいる FTA / EPA は以下のとおり。日本については、二国間(日・マレーシア経済連携協定)、多国間(日ASEAN包括経済連携)の2種類がある。現行のマレーシアで利用率の最も高いのは、ASEAN(AFTA)。

- *自由貿易協定 (FTA:Free Trade Agreement) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定
- *経済連携協定 (EPA:Economic Partnership Agreement)FTAを柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

出所:経産省 <http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2014/2014honbun/i3110000.html>

2. ビジネスには現地拠点が求められる！ 現地状況のチェックはクアラランブルの国際展示会で！

輸出でも現地拠点が有用です。営業、ショールーム、在庫機能、メンテ機能など現地パートナーにどこまで求めて販路開拓するかを事前に研究しましょう。展示会はその格好の機会の場です。

Automechanika Kuala Lumpur 2017 2017年03月23日~2017年03月25日 自動車用部品/コンポーネント、エレクトロニクス/システム、小物/チューニング、修理/メンテナンス、IT/経営、サービスステーション&カーウォッシュ。	Malaysia International Halal Showcase 2017 2017年04月05日~2017年04月08日 ハラル食品・飲料、ハラル化粧品など。	The 20th SE-Asian Healthcare & Pharma Show 2017 2017年04月11日~2017年04月13日 ヘルスケア:医療機器、病院設備&備品、診断、研究室、リハビリ、理学療法、救急&救助、病院IT、サービス/ビルメンテナンス、クリーンルーム。ファーマ:医薬品、バイオテクノロジー。メディカルコンピューター・ウェルネス:ハーブ、美容器具、フィットネス・ウェルネスセラピー。
Metaltech 2017 2017年05月24日~2017年05月27日 板金技術、工作機械、資材処理&ストレージ、計測技術、表面&熱処理、ツール&ツーリング、ソフトウェア&プロトタイプングシステム、鋳型&ダイ。	FOOD AND HOTEL MALAYSIA 2017年09月26日~2017年09月29日 食品、飲料、ホスピタリティ、フードサービス、ベーカリー、小売、キッチン用品、シルバー製品、包装、その他。	

出所:世界の見本市・展示会情報(J-messe)

(注):当商談会マニュアルは2017年1月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。



1 マレーシアの市場

GDPを額でみると製造業の割合が大きい。一方、伸び率では建設業・通信業が伸びている。

マレーシア 産業別国内総生産	2010		2014		伸び率 2010→2014
	GDP額	構成比	GDP額	構成比	
建設業	21,459	3.2%	32,984	3.9%	153.7%
通信	24,550	3.6%	35,178	4.2%	143.3%
行政サービス	48,868	7.2%	69,334	8.3%	141.9%
小売	41,451	6.1%	55,698	6.7%	134.4%
保険	13,099	1.9%	17,542	2.1%	133.9%
不動産・ビジネスサービス	36,601	5.4%	48,027	5.8%	131.2%
レストラン	11,907	1.8%	15,449	1.9%	129.7%
卸売	40,529	6.0%	52,248	6.3%	128.9%
運輸・倉庫	24,736	3.7%	30,070	3.6%	121.6%
製造業	170,261	25.2%	205,200	24.6%	120.5%
その他サービス	34,413	5.1%	41,440	5.0%	120.4%
車輜	13,301	2.0%	15,529	1.9%	116.8%
水道	3,126	0.5%	3,641	0.4%	116.5%
電機・ガス	14,370	2.1%	16,734	2.0%	116.5%
金融	48,269	7.1%	55,859	6.7%	115.7%
ホテル	4,609	0.7%	5,226	0.6%	113.4%
農業・漁業・林業	51,263	7.6%	57,528	6.9%	112.2%
鉱業・採石	66,182	9.8%	65,650	7.9%	99.2%
輸入税	7,660	1.1%	11,651	1.4%	152.1%
国内総生産(GDP)	676,653	100%	835,040	100%	*額(100万リンギ)

2015年版通商白書では、①中国・アセアン、②南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米、③アフリカ、を3つの新興国市場と位置付けて、各地域における取組の基本的方針を示している。

マレーシアを含む中国・ASEAN地域には約3万社の我が国企業が製造業を中心に進出しており、既に現地で相当程度の産業集積、サプライチェーンを形成している。(マレーシアでは2015年8月現在で1428社、うち製造業は722社)。

また中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。ただし、同地域において自動車、家電等の日本製品は一定程度のシェアを獲得しているが、近年、海外の競合企業の追い上げは著しく、競争は激化している。

出所:JETROアジア経済研究所「動向年報2015 23-マレーシア_CS.indd」より作成
<http://d-arch.ide.go.jp/browse/pdf/2014/206/2014206STA.pdf>

2 マレーシアへ輸出する際、

小物・サンプルならここからスタートできます！ 【WEB+国際宅配便+カード決済】

INVOICE + **税関告知書 CN22 or CN23** → **決済代行** → **国際宅配便で7日以内でお届け**

輸出者 (Sender) / 輸入者 (Receiver) / 輸出条件 (Export Conditions) / 具体的な商品 (Specific Goods) / 銀行名・支店名・口座番号・住所など (Bank Name, Branch Name, Account Number, Address, etc.)

国際宅配便【一例】
 EMS Express Mail Service: <http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>
 YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD.: <http://www.y-logi.com/>
 DHL: <http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。
 EMSの場合: **サイズ・重量制限**は、長さ:1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。 **最大重量**は30kg迄です。

インボイスの書式は下記サイトでダウンロードできます
<https://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>

決済代行【一例】

PayPal: <http://www.paypal.jp>

J-PAYMENT: <http://www.j-payment.co.jp/>

ZEUS: <http://www.cardservice.co.jp/>

Veritrans: <http://www.veritrans.co.jp/>

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジットカード決済**の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円程度です。

輸出する、まずその前の確認事項

1) 主な輸入規制品目

- 完全な輸入禁止品目
コーラン銘がある布、有毒化学物質・有毒鉱物、インドネシアからの丸太・角材等
- 輸入ライセンスを要する品目
自動車(中古車含む)、クレーン、製菓機械等
- 保護措置等のため輸入ライセンスを要する品目
動植物、羊毛、皮革、乳製品、銃刀剣類等
- 条件付き輸入品目
セメント、陶磁器等

詳細は下記ご参照ください。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_02.html#block2

2) 事前教示(Customs Ruling)制度

マレーシアでは、物品の輸入申告よりも前の時点で、**HSコードや関税率(関税額)などの開示**を受けることができます。その効力は申請者および回答のあった物品に対して適用され、3年間有効となります。有効期間は延長申請を行うことで、さらに2年間延長できます。**HSコード**とは、「関税番号」のこと。機械類は、HS8400番台。どの品目番号に該当するかが輸入通関の時点でよく問題になります。
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/j-150804.html>

3) 電気機器のSIRIM 認証制度

マレーシアに電気機器を輸入、展示、販売、宣伝販売する場合、Electricity Regulations 1994に基づき、マレーシアのエネルギー委員会(Suruhanjaya Tenaga: ST)の承認(SIRIM認証)を得て承認書(Certificate of Approval: COA)を取得する必要があります。
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150801.html>

4) マレーシアの知的財産権

【商標】 出願日から10年間の保護。10年ごとの更新。ただし3年以上未使用だと廃止の懸念あり。電子出願と早期審査の場合、最短7ヶ月程度で登録。
【特許】 出願日から20年間。審査期間は26ヶ月。
【実用新案】 出願日から10年間の保護。5年ごと2回までの更新が可。
【工業意匠】 出願日から5年間の保護。5年ごと2回までの更新が可。

なお、「日・マレーシア経済連携協定」により、知的財産制度の透明性向上や周知 商標の保護、エンフォースマントの強化、知的財産分野での協力などを行うことについて、協定している。
 出所: JBIIC「マレーシアの投資環境」2014年2月ほか

5) マレーシアの輸入関税とGST (Goods & Service Tax)税

【マレーシアの輸入関税】 国際統一商品分類(HS分類)に基づく。関税は、一般にCIF価格に応じて課せられるが、従量基準で課せられる場合もある。税率範囲は0~30%である。物品・サービスの輸入についてもGST税の課税対象となる。なお、**日本マレーシア経済連携協定(JMEPA)**税率が2006年7月13日より適用。また**日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)**税率がマレーシア・日本間で2009年2月1日より発効している。
【原産地証明書(Certificate of Origin: CO)】
 2015年4月1日より新しい書式「CO Form AJ」を使用。原産地証明に域内原産割合(Regional Value Content)採用の場合を除き、**FOB価額の記載は不要**である。
 *「Malaysia One Call Centre」とはマレーシアでは政府機関への問い合わせなどを1カ所で行える「**Malaysia One Call Centre**」(1MOCC)があり、問い合わせ先は以下のとおり。
 Tel: 603-8000 8000, Fax: 603-8000 8001
 Short Messaging System(SMS) twitter.com/myGovPortal
 E-mail: 80008000@1mocc.gov.my
 Social media: facebook.com/myGovernment

(なお契約関係の知識は、下記 ③ お役にたつWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

経済連携協定の活用について、はじめの一步!

*自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定
 *経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement) FTAを柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

1) 関税減免の手続き

- 輸入国とFTAを締結しているかどうかを確認
- 輸入国での関税番号(HSコード)を確認
- 現在の税率とFTA税率を確認
- FTA原産地規則等を確認
- FTA原産地規則を充足していることを証明する証憑を収集
- FTA原産地証明書発給機関に、必要事項を登録し、原産地証明書を発給申請、受取り
- 輸入者にFTA原産地証明書の原本を送付

2) 原産地証明書

動画で見る! 特定原産地証明書 **日本商工会議所**
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html>

輸入国とのコミュニケーションが必要!

出所: 日本アセアンセンター「アセアンシンポジウム」
<http://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/2016/02/Mega-FTA-No4.pdf>

3 お役に立つWEBサイト

【輸出申請が必要な貨物一覧】
 経済産業省 輸出承認対象貨物一覧
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/01_export/export_kamotsu.html

【貿易実務の知識】
 中小企業の海外販路開拓 出展戦略の策(しおり) ~はじめの一步から~
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>

【知的財産権】
 INPIT
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>

【通関業者をお探しの方へ】
 一般社団法人 日本通関業連合会 Japan Customs Brokers Association
<http://tsukanogyo.or.jp/se/arch/>

【中小企業海外PL保険制度】
 日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry
<http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

【通関業者をお探しの方へ】
<http://www.smri.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html>

(注) : 当商談会マニュアルは2017年1月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。

① 投資を考えるなら、まず国内でできることから...

1) 事前の確認事項

マレーシアへの進出の形態は

- ① 現地法人設立
- ② 支店設置
- ③ 駐在員事務所設置
- ④ 個人事業や組合→(無限責任)
- ⑤ 有限責任組合
- ⑥ 既存企業への出資

支店設置は登記により営業活動を含めた活動ができるが、流通取引サービス業(卸・小売・フランチャイズ)など許可されない場合もある。

駐在員事務所は、企業間の調整や法人設立準備が役割なので、
①取引(輸出入含む)/商業活動、
②工場設備リース(商品の発送・積み替え・保管)
③入札/契約締結/苦情処理、等の活動はできない。
また運営予算は15万リンギ以上/年で、期間は原則として2年間。

マレーシア会社法による企業形態

- ① 有限責任株式会社:
出資者の責任が、会社の基本定款によって、所有する株式の額(未払いも含む)までと限定されるという原則に基づき設立された会社
- ② 保証有限責任会社:
会社清算時の出資者の責任が、会社の基本定款および付属定款によって、会社の資産に寄与した額までと限定される会社
- ③ 無限責任会社:
出資者の責任に限度を定めないという原則に基づいて設立された会社

以下の場合には「合併」が得策です。

- ① 販路確保(現状の販路を利用した販売・営業活動)、
- ② 事業運営ノウハウ獲得(販売、生産、労務管理等地域性に即した運営)、
- ③ 製造ノウハウ獲得(安い労働力を使った製造システムの適用等)

独資か合併か?

	独資	合併
資金負担(リスク)	多い	少ない
経営の自由度	大きい	少ない
事業立ち上げスピード	遅い	早い

SdnやBhdとは?

株式有限責任会社はマレーシアにおける最も一般的な会社形態。さらに株式有限責任会社は、**非公開会社**(Sendirian Berhad, Sdn. Bhd.)または**公開会社**(Berhad,あるいはBhd.)のどちらかの形態を取っており、会社名に付記せねばならない。

合併契約交渉に当たってのポイント

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】: 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】: 供給範囲、価格及び納期など
- 【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】: 派遣者の取扱及び供給など
- 【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

2) 投資手続き

(出所: MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」
http://www.mida.gov.my/env3/uploads/Publications_pdf/MalaysiaInvestment_Policies_Incentives_Facilities/MIMS2012_J.pdf)

製造ライセンスの取得申請

株主資本が250万リンギ以上、またはフルタイム(常勤)有給従業員を75人以上雇用する製造業の企業は、1975年**工業調整法(ICA)**に基づき、国際通商産業省(MITI)に対し製造ライセンスの取得申請が必要。ライセンスの管理は**MIDA**(マレーシア投資開発庁)。MIDAではこのほか、投資優遇措置・外国人就労パス、関税などの相談も受け付けている。

会社設立手続き

- 会社名の許可申請
- ↓
- 会社の登記申請
- ↓
- 会社設立証明書の発行(登記完了)
- ↓
- 会社設立後の業務(1ヶ月以内)
- ↓
- 設立後、第1回の株主総会

マレーシアの会社登記所(Companies Commission of Malaysia [CCM] *)に社名使用許可を申請し、許可を得る(社名の有効期間は3ヶ月)。*マレーシア語では【SSM】*

【CCM】に申請。必要書式は以下のとおり

- ① 基本定款と付属定款
- ② 取締役or発起人に就任する者の法定宣言
- ③ 規定遵守に関する宣言書

- ④ 下記追加資料
会社名許可書の原本、【CCM】からの認可を通知文書の写し、取締役全員と会社秘書役の身分証明書の写し、外国人はパスポートの写し

設立手続きは、2010年4月1日以降導入された「**シングル・インターアクション・カウンター**」が便利です。

認可後、会社or代理人は、**会社法の順守**を確実にする責任がある。会社の詳細、会社名、授権資本金におけるいかなる変更も、変更日から1カ月以内に、費用と共に**CCMに報告**が必要。

すべての会社は、適正な会計帳簿を保持を求められる。歴年に一度、**年次報告書**を(SSM)に提出しなければならない。
注: 外国人には弁護士・事務弁護士・会計士・秘書業務会社のサポートを受けるように勧められている。

- ① 基本定款に必要な項目
・社名、・事業目的、・授権資本金(該当する場合)、・株当たりの金額、株式発行予定数など
- ② 付属定款に必要な項目
会社運営と事業活動に関する社内管理規定

【MIDA(マレーシア投資開発庁)】: マレーシアの工業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省(MITI)傘下の政府機関
東京事務所 〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー32階 Tel: (03) 5777 Website: www.midajapan.or.jp

(注) 法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

② マレーシアの投資事情

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。業種は、製造業、農業、観光業(ホテル業を含む)と特定サービス産業およびR&D(研究開発活動)、職業訓練事業、環境保護事業が対象。**直接税の優遇措置**とは、一定の期間、法人税の全部または一部が免除されることで、一方、**間接税の優遇措置**とは、輸入関税、販売税、および物品税が免除されること。

投資保証措置

- ① 株主所有権
出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。
- ② 日・マレーシア経済連携協定による投資の保証
・ 国有化や収用からの保護。
・ 国有化or収用の場合、迅速かつ適切な賠償を保証
・ 利益、資本、その他支払いの送金の自由を保証
・ 投資紛争解決協定に基づく投資紛争解決を保証。

製造業への投資優遇措置

(出所: MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」)

	免除期間	概要	ハイテク企業	小規模製造企業	中小企業
パイオニア・ステータス	5年間	生産日(生産レベルが生産能力の30%に達した日と定義)から始まる免税期間中、課税所得総額から収益的支出と基本控除を差し引いた法定所得*の30%に対してのみ課税。期間中未控除の資本控除と累積損失繰越しもできる。	最先端技術分野における奨励事業や奨励製品の製造に従事する企業における法定所得の100%が法人税を免除。繰り越しもできる。	株主資本がRM50万リンギ未満で最低60%のマレーシア資本を有するマレーシアで設立された小規模製造企業は、法定所得の100%が法人税免除。	①付加価値が25%超、②経営(M)、技術(T)、管理(S)に従事する者の全従業員に占める割合が20%超。が必要
投資税額控除(ITA)	5年間	認可プロジェクトで使用される工場・プラント・機械・その他設備の60%に相当する控除。企業はこの控除で該当課税年度の法定所得の70%を相殺できる。繰り越しもできる。	5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、該当課税年度の法定所得の全額を相殺できる。繰り越しもできる。	5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で該当課税年度の法定所得の全額を相殺できる。繰り越しもできる。	課税対象所得50万リンギまで、20%の法人税を軽減。残りの課税対象所得には、25%の法人税率が適用

- * 奨励事業および奨励製品リストは、MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」をご参照ください。
- * 一般に、パイオニア・ステータスに適しているのは、事業開始後すぐに利益が発生するプロジェクト。他方、初期投資額が大きく、操業開始後の数年間は設備償却費がかさむなどの理由から利益が発生するまでに時間がかかるプロジェクトの場合は、投資税額控除の方が適している。
- * 以下の分野の詳細も、MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」をご参照ください。
農業部門、航空宇宙産業、バイオテクノロジー産業、観光産業、環境マネージメント、研究開発、医療機器産業、研修、認可サービス事業、船舶・輸送機器産業、MSCマレーシアに対する優遇措置、情報通信技術(ICT)、製造関連サービス、経営統括本部、国際調達センター(IPC)/地域流通センター(RDC)、駐在員事務所と地域事務所、財務マネージメント・センター(TMC)、マレーシアにおける産業デザイン・サービスの提供、私立学校とインターナショナル・スクール、その他の優遇措置

インフラ情報

コスト競争力に勝る【タンジュン・ペレパス港】



20フィートコンテナの輸出コストは、世界一安いと言われている。
・シンガポールのチャンギ空港(車で90分)、
・ジョホール州のセナイ空港(車で30分)、
・マレー鉄道とも結ばれていて利便性が高い。
出所: JETROほかWEBサイトより

【太陽光発電の導入・製造工場建設に意欲的なマレーシア】



マレーシアは、2010年の「経済改革プログラム」で2020年までに太陽電池の世界シェアを17%に伸ばし、世界第2位の太陽電池生産国になることを目指している。ファーストソーラー社(米国)、サンパワー社/AUO社(米国/台湾)、Qセルズ社(独)、パナソニック(株)などが進出している。
出所: (一般)新エネルギー財団https://www.asiabiomass.jp/topics/1211_05.html

自由工業地域(FIZ)

最小限の税関手続き以外にも、自由工業地域(FIZ)に位置する輸出志向の製造企業は、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税の免除が受けられる。さらに、完成品の輸出にあたっては手続きが簡素化されている。現在までに、18カ所の自由工業地域(FIZ)が、設けられている。

【地域別工業団地、連絡先】

次のURLがお役に立ちます。入居日系企業もわかります!

<http://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/malaysia/invest/industrialestate/index.html/>

(注) 当商談会マニュアルは2017年1月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。